

## 静岡市中央卸売市場 関連事業者募集要領

静岡市中央卸売市場では、次のとおり関連事業を営む者（関連事業者といいます。）を募集いたします。

### 1 募集事業者等

- (1) 募集事業者数 : 1 事業者
- (2) 店舗（区画） : 関連棟3階 40 m<sup>2</sup>区画 . . . 1 店舗  
(別紙「関連事業者募集店舗位置図」参照)
- (3) 募集事業者の種類 :  
市場の利用者に便益を提供する業務の内、飲食業を営む者（第2種関連事業者）

### 2 負担することとなる経費等

- (1) 保証金 : 146,000円
- (2) 月額使用料 : 48,400円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) その他 : 前記の使用料の他に、電気、水道、ガス、電話料、清掃費及び駐車場使用料等の負担があります。

### 3 申込手続

- (1) 申込期間 : 令和4年4月1日より常時募集（出店者が決まり次第、終了）  
受付時間 午前9時から午後4時まで（水曜、日曜、祝日を除く。）
- (2) 申込場所 : 静岡市中央卸売市場 開設者事務所 管理棟4階  
(問合せ先 業務係 電話054-263-3413)
- (3) 申込方法 : ① 申込みを希望される方は、事前に（2）申込場所にて必ず使用する施設の説明を受けてください。  
② 別紙「関連事業者出店申込書」に必要事項記載の上、上記（2）申込場所まで直接ご持参ください。（営業許可申請に係る関係書類は、この時点では必要ありません）  
③ ②の申込みの際、聴き取りによる事前審査をさせていただきます。（なお、提出書類は関連事業者登録の可否にかかわらず返還しませんので、あらかじめご了承ください。）

### (4) 資格要件 :

- ① 静岡市中央卸売市場業務条例第30条第2項第1号から第3号及び第5号から第7号

(下記ア～カ)に規定する欠格事項に該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

ウ 当市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者としての許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 法人であって業務を遂行する役員のうちア～ウのいずれかに該当する者がある

オ 暴力団又は暴力団員等

カ 業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員と密接な関係を有する者がある

② 年齢が満20才以上であること。

③ 業務の経験を6月以上有していること。

④ 当市場の関係事業者又は市に対して債務を有していないこと。又は、有している場合は、その債務を完済する見込みがあること。

⑤ 業務のために必要な許認可を有していること。

⑥ 市町村民税の滞納がないこと。

⑦ この要領の2(3)の種類に該当する業務であること。

#### 4 出店候補者等の決定 :

出店申込者について資格要件を確認した後、先着順にて出店候補者を決定します。

#### 5 関連事業者営業許可申請手続き

##### (1) 関連事業営業許可申請書の提出 :

出店候補者に決定した方は、決定後2週間以内に提出をお願いします。

なお、当該手続きの説明及び様式等の配布は、出店候補者決定の際に行います。

##### (2) 添付書類 :

###### ① 法人の場合

ア 定款

イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

ウ 貸借対照表及び損益計算書(直近年度)

エ 事業計画書(営業開始後2年間・様式有)

オ 代表者印の印鑑証明

カ 代表者の職歴書及び写真(様式有)

キ 代表者の市区町村長の発行する身分証明書

ク 代表者の住民票の写し

ケ 市町村民税納税証明書(法人市民税・直近年度)

- コ 営業のため許認可を必要する業種については、その証明書
- サ 誓約書兼同意書（様式有）

② 個人の場合

- ア 資産調書（様式有）
- イ 事業計画書（営業開始後2年間・様式有）
- ウ 印鑑証明書
- エ 職歴書及び写真（様式有）
- オ 戸籍抄本及び市町村長の発行する身分証明書
- カ 市町村民税納税証明書（直近年度）
- キ 住民票の写し
- ク 営業のため許認可を必要する業種については、その証明書
- ケ 誓約書兼同意書（様式有）

(3) 書類審査及び許可証の交付：

申請書受付後、書類を審査し、適合していると認められる出店候補者に対して営業許可証を交付します。

（交付は、申請書受付日から概ね30日以内を予定）

なお、審査に当たり書類の補正又は追加、若しくは説明等を求める場合があります。

6 市場施設使用指定申請手続き

(1) 市場施設使用指定申請書の提出：

出店候補者に決定した方は、決定後2週間以内に提出をお願いします。

なお、当該手続きの説明及び様式等の配布は、出店候補者決定の際に行います。

(2) 添付書類： 位置図（様式有）

(3) 指定書の交付：営業許可証とともに交付予定

7 店舗の改装等

店舗は現状渡しとし、改装など下記の事項については、自己負担となります。

- ・店舗造作及び装飾
- ・店舗内の電気、電話等の配線
- ・店舗内のガス、水道の配管
- ・業務機器
- ・冷暖房等

※店舗に造作、模様替えその他、施設の現状に変更を加える場合は、開設者（市長）の承認が必要です。承認申請にあたり、あらかじめ担当者に改修図面を提示し、改修内容について確認を受けた後、開設者に申請してください。

## 8 その他

- (1) 関連事業者は、卸売市場法、静岡市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則等により規制事項があります。法令等を十分ご確認ください。
- (2) 現状変更承認申請、保証金の預託等に関する手続きについては、出店候補者決定の際にご説明いたします。
- (3) 関連事業者に登録することが決定した後、正当な理由が無く1カ月以内に①保証金を預託しない、②業務を開始しない場合、いずれの場合にも決定を取り消すことがあります。